

賃金支払状況確認書（特定求職者雇用開発助成金）・第1期

時間外労働割増賃金や深夜労働割増賃金の不払い、賃金が最低賃金未満でしか支払われていない等は労働関係法令の違反となります。支払不足額について、支給申請期限日までに、追給を完了していない場合は、当該助成金は支給されません。

事業所名：

対象労働者氏名：

採用月（対象労働者に支払った最初）の賃金の計算方法を記入してください

※採用月は給与計算期間が途中からになる場合が多いため、賃金確認のために採用月の計算方法のご記入にご協力をお願いします。

※また欠勤控除がある場合もご記入をお願いします。

例1：月給210,000円 ÷ 基礎日数21日 × 勤務日数15日 + 通勤手当15,000円 = 165,000円

例2：日給 10,000円 × 勤務日数21日 + 残業手当15,630円 = 225,630円

例3：時間給1,200円 × 勤務時間数150時間 = 180,000円

時間外手当の単価の計算方法を記入してください

時間外手当単価

計算式

円

下記の項目にチェックをお願いします。

・週40（44）時間を超える労働時間の状況

変形労働時間制を導入していない。

1日8時間、週40（44）時間を超えた場合、割増賃金を支払っている

変形労働時間制を導入している。

1ヶ月単位の変形労働時間制

労働組合等との労使協定で定めて労働基準監督署に届け出ている

就業規則で定めている

労働条件通知等で定めている

1年単位の変形労働時間制

労働組合等との労使協定で定めて労働基準監督署へ届け出ている

変形労働時間制をとる対象期間とその起点日を定めた会社カレンダーを作成している

年間カレンダーで特定している

1ヶ月以上の期間ごとのカレンダーなどで毎回特定している